

第二次再犯防止推進計画に係る大臣官房秘書課の取組

- 再犯防止をめぐる近年の動向
(一次計画の指標)

- 地域再犯防止推進事業(重点課題6関連)

- 再犯防止推進白書の特集

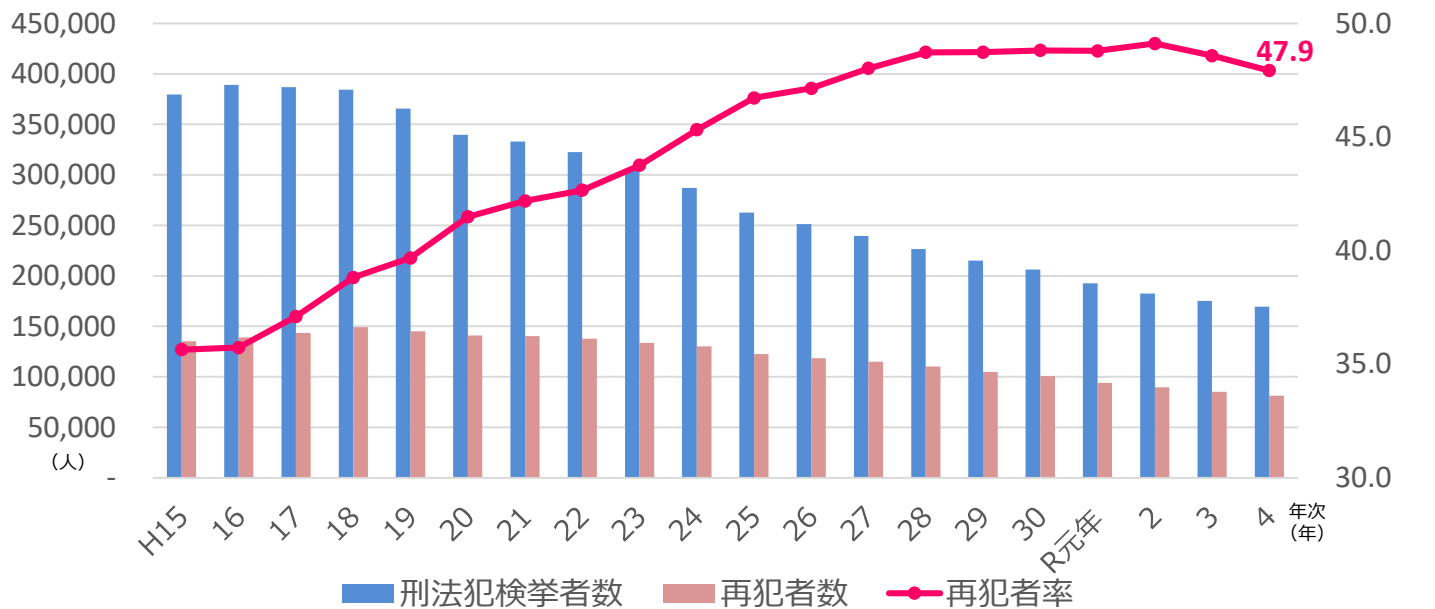
「社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス
～当事者の語りから学ぶ立ち直りのリアル～」

(施策番号93関連)

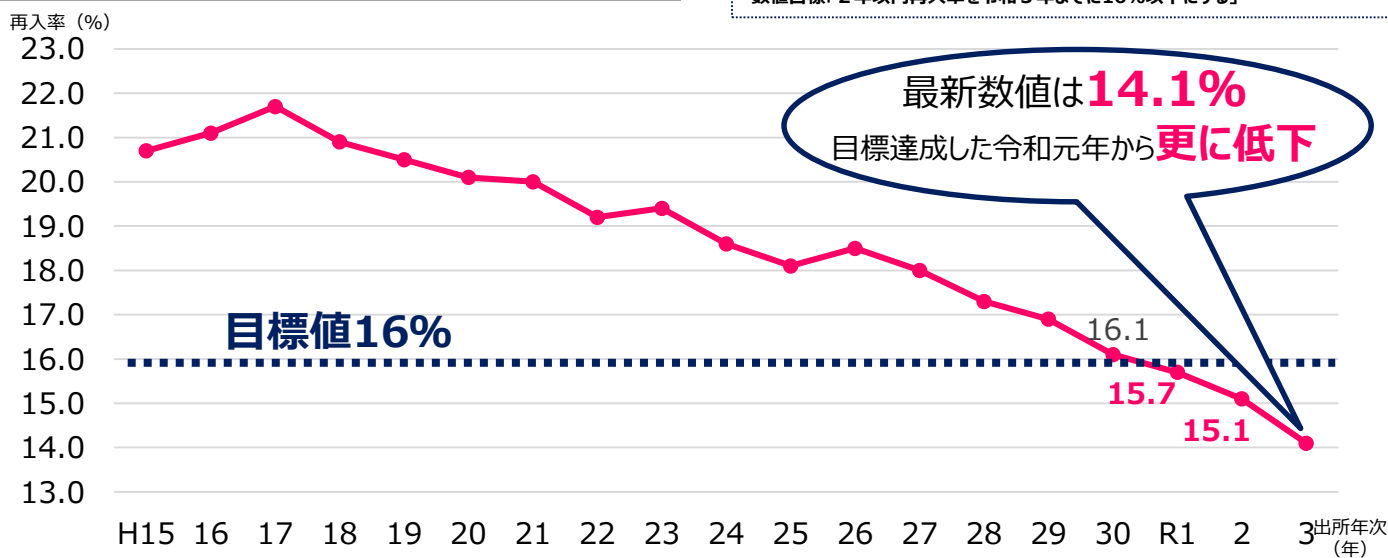


再犯防止をめぐる近年の動向

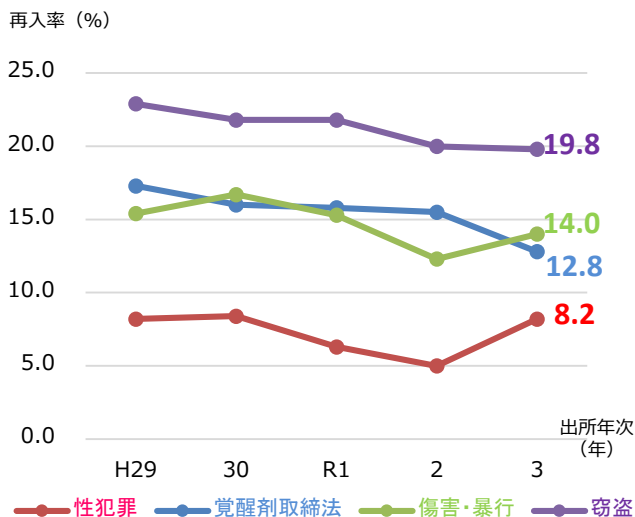
刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率【指標番号 1】



出所受刑者の2年以内再入率【指標番号 3】



主な罪名別の2年以内再入率【指標番号 4】



地方再犯防止推進計画策定数【指標番号 17】

※各年4月1日現在

年次	都道府県	指定都市	その他市町村 (特別区含む)
H30	1/47	0/20	0/1,727
31	15/47	0/20	4/1,727
R2	31/47	6/20	32/1,727
3	42/47	16/20	130/1,727
4	47/47	18/20	306/1,727
5	47/47	19/20	506/1,727

背景

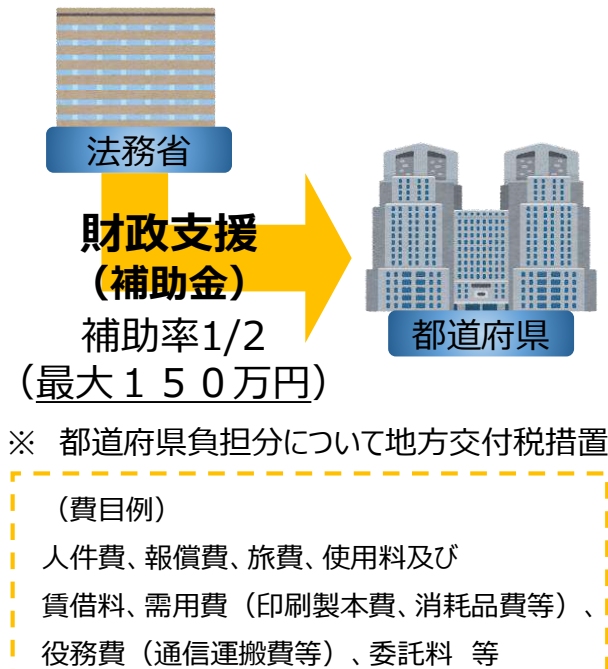
- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業実施団体

計 24 都道府県（令和6年1月9日現在）

秋田県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県

事業イメージ



< 事業内容 >

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施。

- (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等**
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など
- (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成**
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など
- (都道府県が行う) **直接支援**
就労・住居支援 / 専門的支援 / 相談支援 のいずれか1つを実施

令和5年版 再犯防止推進白書

特集 社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス ～当事者の語りから学ぶ立ち直りのリアル～

再犯防止施策を一層推進するために、

「社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因」

を踏まえることが第二次再犯防止推進計画から新しく加わる【施策番号93】



「犯罪や非行から離脱することができた要因」について、**当事者の語り**を掲載

● 社会復帰を果たした当事者の語り

事例1 支えてくれる人がいるから、“諦めない”

【50代男性】10代で暴走族に加入、現在は保護司として活動

事例2 非行というズルをしなくても、社会という試合に勝てるのか

【20代男性】少年院在院中に高等学校卒業程度認定試験に合格し、出院後、大学に進学

事例3 暴力って身体が痛いより心が痛いってことを自分がやられる側になって初めて知った

【女性】10代で暴走族の総長

現在は、高校教師をしながら、少年院を題材としたドキュメンタリー映画を製作

事例4 立ち直ろうと思い立った時点から、人生をやり直せる

【40代男性】覚醒剤を使用し服役、出所後、協力雇用主の下で就労

● 犯罪や非行からの離脱の要因

当事者の語りから離脱の要因を分析

【要因1】 立ち直りへの動機

【要因2】 衣食住の確保と仕事・学業の安定

【要因3】 良好な人間関係の構築

【要因4】 自己肯定感及び自己有用感の形成

令和五年版
再犯防止推進白書



法務省

第二次再犯防止推進計画に係る刑事局の取組

- 厚生労働省の麻薬取締部が実施する
薬物乱用防止対策事業の拡大(施策番号37関連)



取組

検察庁（東京など9つの地検）
入口支援



麻薬取締部
再乱用防止対策

再乱用防止支援員が「入口段階」
で薬物再乱用防止支援を実施

対象者

- ① 薬物使用事犯（使用目的所持等を含む）に係る全部執行猶予判決（付保護観察を除く）を受けた薬物初犯者
- ② 薬物使用事犯（使用目的所持等を含む）に係る不起訴処分を受けた者（過去に薬物事犯で有罪判決を受けた者を除く）
- ③ ①・②以外の者で、薬物との関係を断ちたいと真摯に望み、支援を希望する者 ※いずれも日本語での意思疎通が可能かつ個人情報提供への同意が前提

検察庁（検察官）

不起訴／全部執行猶予（除：付保護観察）



支援の要否を検討



対象者の受入可否の確認



対象者に支援事業内容を説明



対象者から同意書徴取



対象者情報
提供

支援状況
情報提供



麻薬取締部（再乱用防止支援員）



事前面談の調整



事前面談・初回面談の調整



初回面談・同意書徴取



支援実施

支援内容

直接支援

支援員による面談、支援計画の策定、断薬プログラムの提供、地域資源への付き添い 等

家族支援

対象者家族から要望等の聴取、助言・指導等

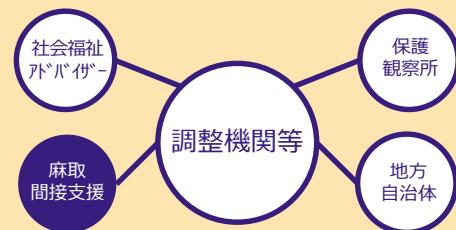
間接支援

精神保健福祉センター等の地域資源への引継ぎ

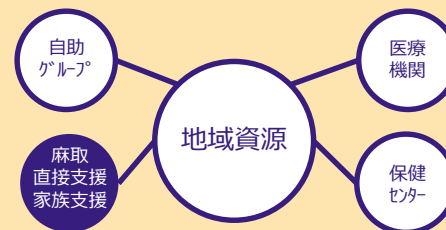
薬物再乱用防止 社会復帰までの 流れ



入口支援



調整機関による地域資源等への引継ぎ
（麻薬取締部は調整機関の選択肢の一つ）



依存症対策の相談拠点の設置
治療回復プログラム 等

適切な治療と効果
的な社会復帰支援
による再乱用防止

第二次再犯防止推進計画に係る矯正施設の取組

- 農福連携(施策番号16関連)
- 若年受刑者処遇(施策番号56関連)
- 犯罪被害者等心情聴取・伝達制度(施策番号63関連)
- 矯正施設所在自治体会議等(施策番号77関連)



矯正施設における農福連携の推進

施策番号16関連

現 状

●農福連携等推進ビジョン（令和元年6月農福連携等推進会議決定）

- ▶ 農業分野における障害者の活躍促進にとどまらず、犯罪・非行をした者の立ち直し支援等へ対象を拡大
- ▶ 刑事司法関係機関と農業・福祉関係者との関係作りや矯正施設における対象者の的確な把握、就農に関する情報提供、動機付け等を推進

●第二次再犯防止推進計画（令和5年3月閣議決定）

- ▶ 農福連携に取り組む企業・団体等とも連携し、犯罪をした者等のうち、障害等により一般の企業等への就労が困難な者に対する働き掛けを通じて就農意欲を喚起、農業等への就労を促進

課 題

●矯正施設における課題

- ・農福連携をはじめ、福祉的就労に関する理解・ノウハウが不足
- ・就労・帰住先としてのソーシャル・ファームの認知度の低さ
- ・農園芸等の職業指導対象者と農福連携対象者のミスマッチ

●農福連携関係団体で出所者等を受け入れる際の課題

- ・犯罪・非行をした者の受入れに対する不安

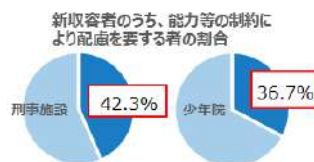


犯罪・非行をした者の受入れに向けて、

- ・**矯正施設と農福連携関係団体間のギャップを解消**
- ・**農福団体等への就労・帰住を見据えた指導** が必要

矯正施設における就業に一定の配慮が必要な者の増加

- ▶ 刑事施設 新収容者の約42%が作業能力に制約
- ▶ 少年院 新収容者の約31%がIQ79以下



取組①（～令和4年度）

農福連携意見交換会の実施

令和3年度
15 庁

令和4年度
66 庁

- ・刑事施設に農福連携関係団体を招へい
- ・施設見学・意見交換等により相互理解促進

就農指導の実施

令和4年度
15 庁



- ・刑事施設に農福連携に携わる方を招へい
- ・受刑者等への直接指導により就農意欲を喚起

取組②（令和5年度～）

被収容者向け視聴覚教材の整備

- ・農福連携対象者の掘り起こしと、対象者を支援につなげるために、農福連携やソーシャル・ファームについて情報を提供



**矯正施設と
農福連携関係団体
双方に効果的で
持続可能な関係の
構築へ**

ソーシャル・ファーム就労体験等

令和2年度
5 庁

令和3年度～
10 庁

- ・ソーシャル・ファームにおける就労体験やケース検討会を開催
- ・ソーシャル・ファーム等関係者と少年院の相互理解促進

矯正施設における農福連携関係団体からの食材調達促進

令和4年度調達実績
18 庁 31 件

- ・農福連携関係団体において生産された食材等の調達を促進（令和4年度～）

農福連携技術支援者育成研修の受講

令和5年度～
10 庁

- ・農林水産省・地方公共団体と連携し、農福連携に係る知識・ノウハウを有する矯正職員を育成



背景

施策番号56関連

【法制審議会諮問第103号答申】
刑事施設において、**少年院の知見・施設**を活用して、**若年受刑者（おおむね26歳未満の受刑者）の特性に応じた処遇の充実**を図ること。
1 少年院における矯正教育の手法やノウハウ等を活用した処遇を行う。
2 **特に手厚い処遇が必要な者**について、**少年院と同様の建物・設備を備えた施設**に収容し、**社会生活に必要な生活習慣、生活技術、対人関係等を習得させるための指導を中心とした処遇**を行う。

少年院転用型処遇対象者

おおむね26歳未満で**犯罪傾向の進んでいない男子受刑者のうち、知的障害、情緒障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者であって、社会適応のための訓練を要する者**等を対象者として選定

少年院転用型処遇の基本的枠組

- ・少年院を転用した刑事施設に収容し、**少年院の処遇環境を活用した少人数の寮単位での処遇**を実施
- ・少年院の知見を活用し、**個々の受刑者の特性に応じたきめ細かな矯正処遇、社会復帰支援**を展開
- ・**刑務官、教育専門官、調査専門官、福祉専門官等、多職種の職員が高密度に連携**

市原青年矯正センター（千葉県市原市）

- 定員：72名
- 特徴：全受刑期間において若年受刑者少年院転用型処遇を実施

カリキュラム（イメージ）

	月	火	水	木	金
AM	刑務作業（職業訓練）				
PM	コグトレ	体育	アサーション トレーニング	教科指導	体育
	特別改善 指導	障害特性別 指導	自己理解 指導	集会活動	ライフスキル 指導
	個別面接		個別面接	集会活動	個別面接

※個別指導・集団指導を適切に組み合わせ、役割活動なども実施

社会復帰支援（イメージ）

- 在所中からの療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の取得に向けた調整
- 出所後の社会適応を見据えた社会復帰支援（支援体制の構築、支援者等との関係構築等）の実施

特性に応じた矯正処遇（イメージ）

- 【改善指導】
- ・自己理解指導 ・障害特性別指導 ・ライフスキル指導
 - ・認知機能・身体能力向上指導（コグトレ、ビジョントレーニング）
 - ・対人関係円滑化指導（SST、アサーショントレーニング）等
- 【教科指導】
- ・ICT機器の活用 ・高卒認定試験受験指導
- 【作業・職業訓練】
- ・機能向上作業 ・就労実務科 ・ビルハウスクリーニング科 等



法制審議会諮問第103号に対する答申等を踏まえて制度を新設（令和5年12月1日運用開始）

➤ 矯正施設における被害者等の心情等の聴取・伝達制度（概要）

刑事施設長や少年院長は、

- 1 申出のあった被害者等の心情等を聴取する
- 2 被害者等が希望した場合には、心情等を受刑者等に伝達する
- 3 被害者等の心情等を矯正処遇・矯正教育で考慮する



制度の流れ

➤ 申出の受付

受付機関：全国の矯正管区・矯正施設

➤ 聴取日時等の通知

通知内容：聴取日時・場所等

聴取場所：全国の矯正管区・矯正施設

➤ 心情等の聴取

聴取方法：原則口頭で伺い、被害者等の確認を得ながら聴取書面を作成

※ 必要に応じて、**第三者の同席**も認める

➤ 心情等の伝達

伝達方法：原則として、聴取書面を読み聞かせる

伝達時期：速やかに伝達（処遇状況等を考慮）

➤ 伝達結果の通知

通知内容：伝達結果（伝達内容等）のほか、被害者等に希望に応じて、伝達時の反応等（心情について述べたことなど）についても併せて通知を行う

本制度を担う担当者等について

➤ 指名条件

- 全国の**刑事施設（支所含む）**、**少年院（分院含む）**に配置
- 各施設において、**男女各1名以上の複数名**を指名
- 各施設の**加害者処遇を担当する部署**に所属する**刑務官又は法務教官**から指名

➤ 業務内容

- 本制度に関する窓口業務
- 申出の受付手続
- 聴取・伝達業務（通知の発出・聴取書面の作成等を含む）

+

施設の実情に応じて、以下の業務に従事

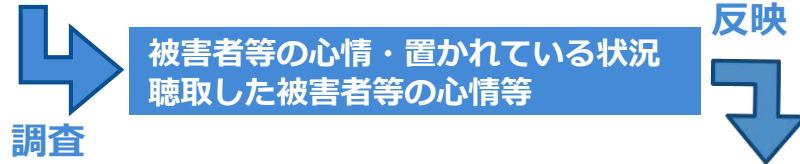
- ・ 被害者等に関する情報等の管理業務
- ・ 心情等を考慮した処遇への関与

➤ 矯正管区の役割・機能

- 矯正管区においても**担当者**を配置の上、以下の業務を行うことを想定
- ・ 各施設の担当者の指名状況の管理・調整
- ・ 矯正施設間の調整業務等におけるサポート
- ・ 被害者支援団体等の関係機関との連携
- ・ 各施設の担当者に対する研修
- ・ 被害者等に関する施策の広報・問合せ対応

被害者がいる
全受刑者が対象

- ・判決書の謄本の閲覧
- ・検察庁から送付される処遇上の参考事項調査票等
- ・被害者等から聴取した事項 等



処遇要領 (例)

◎ 矯正処遇の目標

- 自己の問題点を認識し、**被害者の心情を踏まえ**、自己のとるべき行動を具体化する。

◎ 矯正処遇の内容・方法

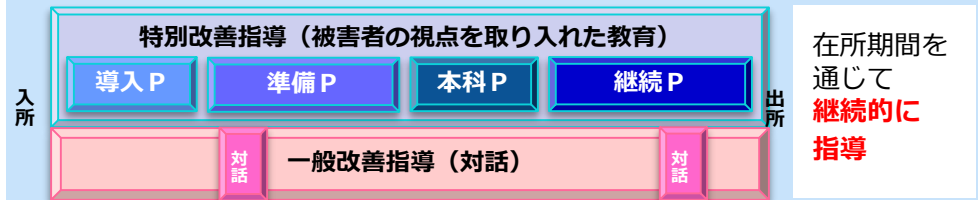
- 特別改善指導 被害者の視点を取り入れた教育
- 一般改善指導 対話
- 一般改善指導 被害者心情理解指導

◎ 矯正処遇実施上の留意事項

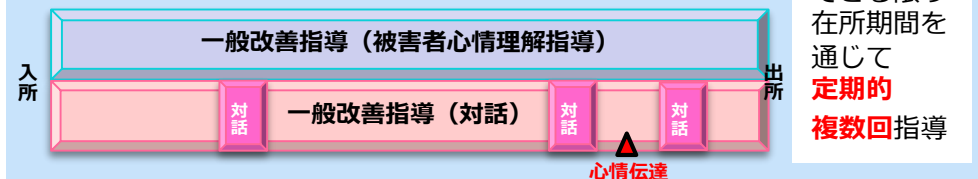
- 被害者の峻烈な心情を踏まえ、その心情を時間をかけて理解できるよう処遇を行いたい。

改善指導

◎ R 4 の処遇指標が付されている者



◎ 矯正処遇の目標に被害者等の心情等の理解等に関する事項が定められた者



社会復帰支援

◎ 受刑者が希望する支援先が被害者等が居住する地域である場合等において、被害者等が受刑者の当該地域への帰住等に対して強い拒否反応を示していることを把握している場合

矯正（社会復帰支援）と保護（生活環境調整）の対応方針が一貫したものとなるよう連絡調整

支援先について複数の選択肢を示す等し、当該地域への帰住に係る支援は行わないことも考えられる。

個人別矯正教育計画

被害者がいる在院者全員が対象

入院時に得られる情報

矯正教育の進展状況
被害者等の被害に関する心情又は置かれている状況の変化

心情等の聴取

個人別矯正教育目標・段階別教育目標・教育内容に反映（設定・変更）

矯正教育

矯正教育の内容



- 被害者心情理解指導
- 特定生活指導（被害者の視点を取り入れた教育）
- 保護関係調整指導
- 心情等の伝達前後の個別指導

被害体験に配慮

等

入院早期から出院まで、継続的な指導を実施

社会復帰支援

調整の内容例



必要な支援・在院者の希望

被害者等の心情等

更生保護官署等と十分に協議
支援方針に関する検討会の実施支援決定
方針

保護者に対する協力の求め等

保護者への働き掛け・保護者への援助にも配慮

関係機関との連携

矯正教育・社会復帰支援に係る連携体制の構築

矯正施設所在自治体会議について（令和元年6月12日設立）

施策番号77関連

概要 ※会員自治体は100団体（令和5年4月現在）

矯正施設が所在する市町村の首長間でネットワークを形成し、矯正施設が所在する自治体が率先して、地域ぐるみの再犯防止施策の推進、矯正施設の人的・物的資源を活用した地域創生策等のために、情報交換、調査研究、国及び都道府県への政策提言、地域住民への啓発活動等を行うもの。

令和5年度総会の様子



役員（R5.6.7～）

会 長 東京都府中市長 高 野 律 雄

副会長（地域部会議長）

北海道 北海道網走市長 水 谷 洋 一

東 北 山形県山形市長 佐 藤 孝 弘

関東甲信越 東京都昭島市長 臼 井 伸 介

中 部 石川県金沢市長 村 山 卓

近 畿 和歌山県和歌山市長 尾 花 正 啓

中国・四国 島根県浜田市長 久保田 章市

九 州 大分県豊後大野市長 川 野 文 敏

監 事 栃木県さくら市長 花 塚 隆 志

大阪府交野市長 山 本 景

事務局 山口県美祢市

（R5.6.7現在）

支援の状況

非常食、防災備品等物資提供

・名古屋、東京、大阪管内刑事施設から
・矯正局特別機動警備隊

- 1/4 産業展示館に非常食（約17,000食）等を搬送して提供
- 1/5 金沢地方法務局輪島支局に非常食（約9,700食）等を搬送し提供
- 1/5 産業展示館に非常食（約3,500食）等を搬送し提供
- 1/6 金沢法務局輪島支局に仮設トイレ4基を設置
- 1/9 輪島市文化会館に仮設トイレ4基を設置



職員派遣延べ人数
1/3～2/29現在

2,173名



緊急支援物資の機能回復支援等

・矯正局特別機動警備隊、管区機動警備隊等（仙台、東京、名古屋、大阪、広島）
・名古屋管内少年院職員

- 1/4～ 石川県の緊急支援物資等の仕分け作業実施（産業展示館）⇒ 2/1終了
- 1/9～ 輪島市の緊急支援物資の機能回復支援及び避難者への配布支援（マリンタウンなど）
⇒ 2/16終了



安否不明者の搜索活動

・矯正局特別機動警備隊

- 1/7 輪島市山岸町及び杉平町一体の搜索活動 ⇒ 1/9終了
- 1/12 同隊が同市市ノ瀬地区の搜索活動 ⇒ 同日終了

シャワー支援

・矯正局特別機動警備隊、管区機動警備隊等

- 1/8～ 避難所となった合同庁舎で法務省矯正局が所有するシャワースペースを設置してシャワー支援を実施
⇒ 利用状況：総数1,235名（1/8～2/28）⇒ 2/28終了



心理支援等

・東京、名古屋管内鑑別所の法務技官（心理）等

- 2/5～ 集団避難している中学校等への心理支援開始

支援活動の状況



産業展示館の物資仕分け作業



輪島文化会館・マリンタウンの物資搬出入



仮設トイレ・シャワースペース設置



輪島市地区の安否不明者搜索活動



第二次再犯防止推進計画に係る保護局の取組

- 持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会
(施策番号64関連)
- 改正更生保護法の施行について(施策番号83・86関連)
 - ▶ 刑執行終了者等に対する援助
 - ▶ 更生保護に関する地域援助
- 薬物再乱用防止プログラム(施策番号35関連)



持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会の開催について

令和5年5月17日
法 務 大 臣 決 定

1. 第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）において、時代の変化に適応可能な保護司制度の確立に向け、保護司の待遇や活動環境、推薦・委嘱の手順、年齢条件及び職務内容の在り方並びに保護観察官との協働態勢の強化等について検討・試行を行い、2年を目途として結論を出し、その結論に基づき所要の措置を講じることとされたことに基づいて、「持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。
2. 検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
3. 検討会の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 検討会の座長は、構成員の互選により選任する。
5. 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
6. 座長は、検討会の終了後、当該検討会の議事録を作成し、検討会に諮った上で、これを公表する。ただし、議事録の公表に際し、当該議事録が、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条各号に掲げる情報のいずれかを含む場合は、座長が検討会の決定を経て、当該議事録の全部又は一部を非公表とすることができる。
7. 検討会の庶務は、保護局更生保護振興課において処理する。
8. 前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会スケジュール（案）

令和5年5月	第1回	論点と論点ごとの課題について意見交換 論点・論点ごとの課題事項の確定
6月	第2回	保護司・保護司会の視察・ヒアリング（都内）
7月	第3回	論点について意見交換 （推薦・委嘱の手順、年齢条件、保護司の使命）
8月	第4回	論点について意見交換 （職務内容の在り方、保護観察官との協働態勢の強化、保護司の使命）
9月	第5回	論点について意見交換 （待遇、活動環境、保護司の使命）
10月～11月		地方別保護司代表者協議会との意見交換【事務局】
12月	第6回	論点について意見交換（保護司の使命等）
令和6年2月	第7回	中間取りまとめ案について意見交換
3月	第8回	中間取りまとめの確定
4月	第9回	更に議論すべき論点について意見交換
6月	第10回	更なる論点について意見交換 （必要に応じて関係団体等の視察・ヒアリング）
7月	第11回	報告書案について意見交換
8月	第12回	報告書案の確定
9月～10月		地方別保護司代表者協議会との意見交換【事務局】
10月		更生保護制度施行75周年記念大会開催（予定）
11月～12月		予備日
令和7年1月	第13回	報告書の確定

持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会構成員
(令和5年7月14日)

(構成員)

井上	東	公認会計士 法務省政策評価懇談会構成員
川出	敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授 再犯防止推進計画等検討会構成員
清永	聡	日本放送協会解説主幹
倉吉	敬	前中央更生保護審査会委員長
小西	暁和	早稲田大学法学学術院教授
杉本	景子	千葉県保護司
野見山	優子	福岡県保護司
宮川	崇	香川県保護司
柳川	義信	神奈川県保護司
山元	俊一	東京都保護司
横田	響子	株式会社コラボ代表取締役
押切	久遠	法務省保護局長

(敬称略)

(事務局)

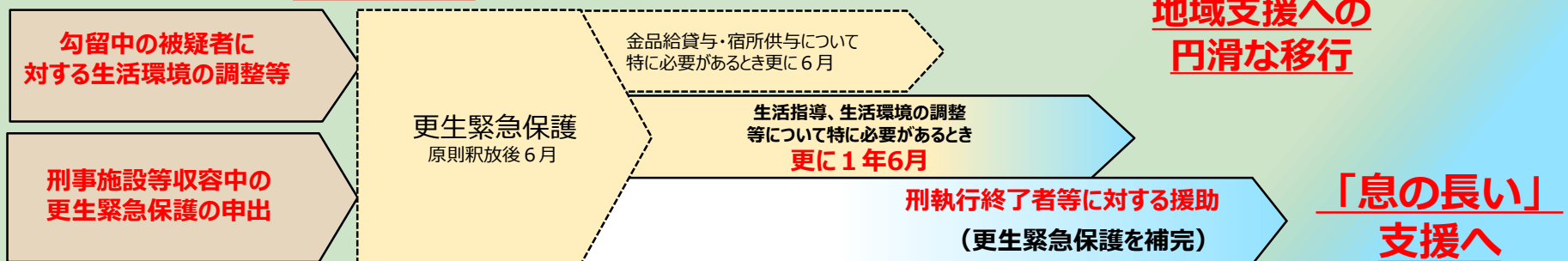
中村	功一	大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官 (保護局担当)
杉山	弘晃	保護局更生保護振興課長
中島	祐司	保護局更生保護振興課企画調整官

※刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法は令和5年12月1日に施行

■「息の長い」社会復帰支援の推進

- 刑事司法手続の入口から出口、地域に至るまでのシームレスな支援を推進
 - ✓ 更生緊急保護制度の拡充
 - ✓ 刑執行終了者等に対する援助の実施
 - ✓ 勾留中の被疑者に対する生活環境の調整等の実施
 - ✓ 更生保護に関する地域援助（地域住民、関係機関等からの相談に応じた援助）の実施

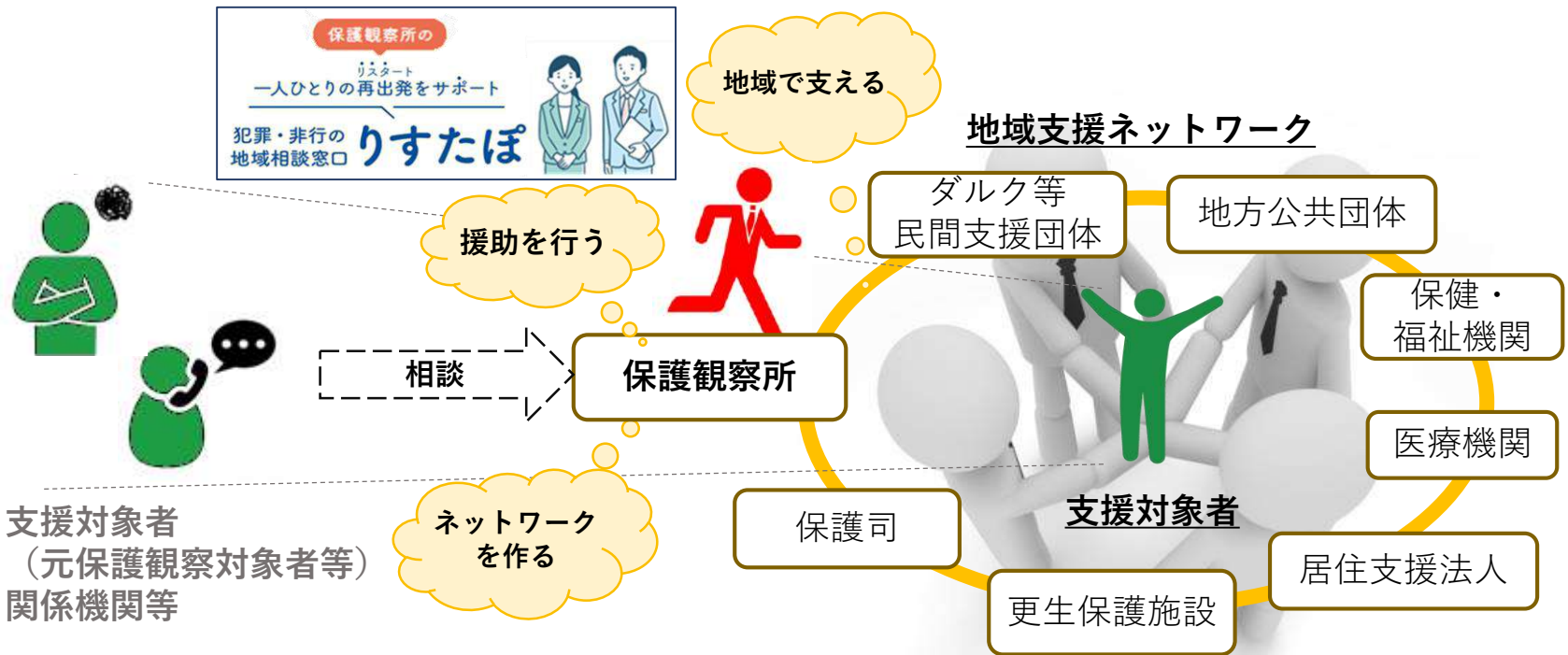
切れ目のない 支援の実施



「息の長い」社会復帰支援の推進に向けた「更生保護に関する地域援助」の実施

【更生保護に関する地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む



「保護観察所」ってなに？

保護観察所は、犯罪や非行をした人の再犯・再非行の防止や、立ち直りのための支援などを行っている国の機関です。

犯罪も犯罪による被害も生まない、一人一人のかけがえのない暮らしを大切に
する地域づくりのために、保護観察所では、関係機関と連携し、刑務所等を出所した人や保護観察を受けていた人が地域での生活に困ったときの相談・支援を行っています。

更生保護の
マスコットキャラクター



更生ペンギンの
ホゴちゃん サラちゃん

保護観察所の

リスタート
一人ひとりの再出発をサポート

犯罪・非行の
地域相談窓口 **りすたぽ**

保護観察所では、地域の方からの犯罪や非行に関する相談に応じています。

生きづらさを抱えているご本人やそのご家族、支援者の方から、専門の職員が困りごと・悩みごとをお聴きし、相談内容に応じたアドバイスや、関係機関とのネットワークを活用した支援の紹介や調整をします。

お悩みのことがありましたら、お気軽にお問
い合わせください。



ご相談はお近くの
保護観察所へ



施策番号83関連②

リスタート
一人ひとりの再出発をサポート

犯罪・非行の
地域相談窓口 **りすたぽ**



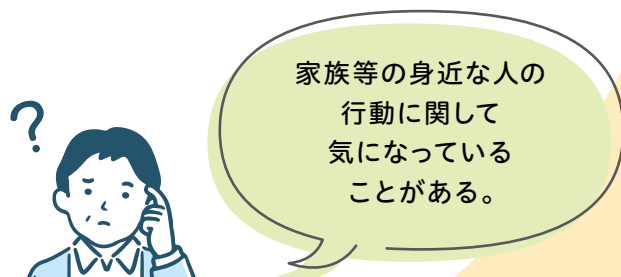
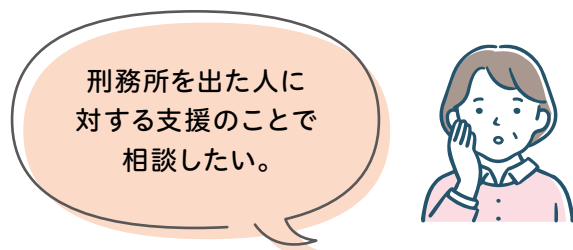
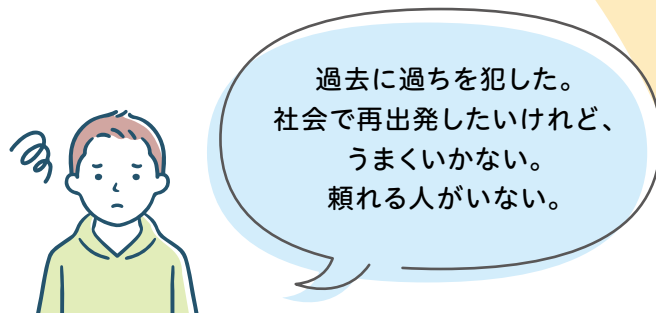
あなたの「生きづらさ」を
支える人がいます。

勇気を出して、あなたの声を聴かせてください。
地域社会の「つながり」であなたを支えます。

法務省・保護観察所

庁名	電話番号	庁名	電話番号
札幌	011-261-9225	津	059-227-6671
函館	0138-26-0431	大津	077-524-6683
旭川	0166-51-9376	京都	075-441-5141
釧路	0154-23-3200	大阪	06-6949-6244
青森	017-776-6418	堺支部	072-221-0037
盛岡	019-624-3395	神戸	078-351-4004
仙台	022-221-1451	奈良	0742-23-8959
秋田	018-862-3903	和歌山	073-436-2501
山形	023-631-2277	鳥取	0857-22-3518
福島	024-534-2246	松江	0852-21-2087
水戸	029-221-3942	岡山	086-234-5801
宇都宮	028-621-2271	広島	082-221-4651
前橋	027-237-5010	山口	083-922-1337
さいたま	048-861-8287	徳島	088-622-4359
千葉	043-204-7791	高松	087-822-5445
東京	03-3597-0114	松山	089-941-6158
立川支部	042-521-4233	高知	088-873-5118
横浜	045-201-1842	福岡	092-761-6799
新潟	025-222-1531	北九州支部	093-561-6340
甲府	055-235-7814	佐賀	0952-24-4292
長野	026-234-1993	長崎	095-822-5175
静岡	054-253-0191	熊本	096-366-8080
富山	076-421-5132	大分	097-532-2053
金沢	076-261-0059	宮崎	0985-24-4345
福井	0776-22-2955	鹿児島	099-226-1556
岐阜	058-265-2651	那覇	098-853-2945
名古屋	052-951-2941		

このようなお困りごとは ありませんか？



相談と支援の内容

保護観察所

- 専門の職員がお困りごとの内容をお聴きします
- 相談内容に応じてアドバイスや地域で受けることのできる支援の紹介をします
- 地域の支援機関等と連携して、必要な支援が受けられるよう調整します



依存症からの回復

薬物・アルコール依存
からの回復支援施設の
紹介や利用調整など



住居

居住支援を行う
機関・団体との
調整など



仕事

出所者等の立ち直りに
理解のある事業主の
もとでの就労支援など



修学

学習支援や
学校との
連絡調整など



保健・福祉

- 生活保護や福祉サービスを受けるための
手続のサポート
- 市町村等と連携した
福祉サービスの調整など

医療

病状等に応じた
医療機関の紹介
など



ご相談の流れ

Step1

お近くの保護観察所
に、まずはお電話でお
申し込みください。



Step2

電話口で「地域相談窓口りす
たぽを利用したい」と伝えてく
ださい。

Step3

保護観察所にお越しいただく
日時を調整します。お電話で
の相談もお受けしています。



対象

- 保護観察に付されることとなった犯罪事実に、指定薬物又は規制薬物等の所持・使用等に当たる事実が含まれる仮釈放者、保護観察付執行猶予者、保護観察処分少年又は少年院仮退院者（**特別遵守事項で受講を義務付けて実施**）
- ※ 保護観察付全部猶予者及び保護観察処分少年については、プログラム受講を特別遵守事項に定めることが相当である旨の裁判所の意見が示された者
- ※ 保護観察処分少年及び少年院仮退院者については、18歳以上の者のうち、必要性が認められる者

教育課程：ワークブック等に基づき、保護観察所において、個別又は集団処遇により学習（保護観察官が実施）

コアプログラム（全5回）

：おおむね2週間に1回の頻度で原則として3月程度で全5回を修了

- 依存性薬物の悪影響と依存性を認識させ、自己の問題性について理解させるとともに、再び乱用しないようにするための具体的な方法を習得させる。

- 第1回 薬物依存について知ろう
- 第2回 引き金と欲求
- 第3回 引き金と锚
- 第4回 再使用を防ぐには
- 第5回 強くなるより賢くなろう

大麻事犯の保護観察対象者については、その特性等を踏まえ以下の5課程を実施可

- 第1回 大麻ってどんなもの？
- 第2回 何のために大麻を使ったの？
- 第3回 自分の本当の気持ちを考えてみよう
- 第4回 本当にほしいもの・なりたい自分を考えよう
- 第5回 再使用防止計画を立ててみよう

ステップアッププログラム

：おおむね1月に1回とし、発展課程を基本としつつ、必要に応じて他の課程を、原則として保護観察終了まで実施

- コアプログラムで履修した内容の定着を図りつつ、薬物依存からの回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させることを主な目的とする以下の3つの課程

【発展課程】

コアプログラムで履修した内容を定着、応用、実践させる（全12回）。

【特修課程】

依存回復に資する発展的な知識及びスキルを習得させる。

- A アルコールの問題
- B 自助グループを知る
- C 女性の薬物乱用者

【特別課程】

①外部の専門機関・民間支援団体の見学や、②家族を含めた合同面接をさせる。

簡易薬物検出検査

- 教育課程と併せて、尿検査、唾液検査又は外部の検査機関を活用した検査により実施。
- 陰性の検査結果を検出することを目標に断薬意志の強化を図る。

保護観察終了・地域移行による終了

保護観察開始